改正後	改正前
（滞納管理に係る帳票要件の標準） **第十三条**　税務システムのうち滞納管理に係る帳票要件の標準は、次のとおりとする（第二号、第三号、第五号、第七号、第十一号から第十三号まで、第十八号、第二十号、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号、第三十三号、第五十五号、第五十六号、第八十二号、第八十三号、第八十八号、第百二十五号、第百二十六号、第百三十号、第百三十四号、第百三十五号、第百三十七号、第百三十八号、第百四十一号、第百四十三号、第百四十七号、第二百六十八号、第二百七十号、第三百六号、第三百十号、第三百十四号、第三百三十四号、第三百三十六号、第三百四十一号、第三百四十三号、第三百四十五号、第三百四十九号、第四百号、第四百九号、第四百十号、第四百十三号、第四百十五号、第四百二十号、第四百四十号から第四百四十二号まで、第四百四十四号及び第四百七十二号に掲げる帳票については、別記様式に従い出力するものとする。）。 ［一～二十六　略］ 二十七　債権差押通知書（債権）（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第三十六条の三執行機関（返送）用） ［二十八～二百　略］ 二百一　次順位買受申込者の決定（次順位買受申込者用） ［二百二～二百五　略］ 二百六　売却決定取消通知書（買受人用） ［二百七～三百六十二　略］ 三百六十三　相続財産清算人の調査について（照会、伺い） 三百六十四　相続財産清算人の調査について（照会、回答） ［三百六十五～五百三十四　略］	（滞納管理に係る帳票要件の標準） **第十三条**　［同上］ ［一～二十六　同左］ 二十七　債権差押通知書（債権）（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第三十六の三条執行機関（返送）用） ［二十八～二百　同左］ 二百一　次順位買受申込者の決定（次順位申込者用） ［二百二～二百五　同左］ 二百六　売却決定取消通知書（買受人） ［二百七～三百六十二　同左］ 三百六十三　相続財産管理人の調査について（照会、伺い） 三百六十四　相続財産管理人の調査について（照会、回答） ［三百六十五～五百三十四　同左］
（個人住民税に係る帳票要件の標準） **第十四条**　税務システムのうち個人住民税に係る帳票要件の標準は、次のとおりとする（第二十号、第四十七号、第四十八号、第六十七号から第七十号まで、第九十四号、第百五十二号及び第二百十二号に掲げる帳票については別記様式に従い出力するものとする。）。 ［一～六十七　略］ 六十八　扶養親族等の状況について（照会）（事業所） 六十九　扶養親族等の所得状況等について（照会、回答） ［七十～百十一　略］ 百十二　控除対象扶養親族等の確認用リスト（控除対象が五人以上かつ個人番号の記入がある場合） ［百十三～二百十二　略］	（個人住民税に係る帳票要件の標準） **第十四条**　［同左］ ［一～六十七　同左］ 六十八　扶養親族の状況について（照会）（事業所） 六十九　扶養親族の所得状況等について（照会、回答） ［七十～百十一　同左］ 百十二　控除対象扶養親族の確認用リスト（控除対象が五人以上かつ個人番号の記入がある場合） ［百十三～二百十二　同左］
（固定資産税及び都市計画税に係る帳票要件の標準） **第十六条**　税務システムのうち固定資産税及び都市計画税に係る帳票要件の標準（都市計画税にあっては、土地及び家屋に係るものに限る。）は、次のとおりとする（第一号、第七号、第十一号から第十三号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十八号、第三十号から第三十二号まで、第三十六号から第三十八号まで、第五十号、第五十一号、第五十八号、第五十九号、第六十三号から第七十号まで、第八十三号から第八十五号まで、第九十三号から第九十八号まで及び第百号から第百十二号までに掲げる帳票については、別記様式に従い出力するものとする。）。 ［一～百一　略］ 百二　無資産証明書（土地・家屋） 百二の二　無資産証明書（土地・家屋・償却資産） ［百三～百十六　略］	（固定資産税及び都市計画税に係る帳票要件の標準） **第十六条**　［同上］ ［一～百一　同左］ 百二　無資産証明書 ［新設］ ［百三～百十六　同左］